

静岡市分別収集計画

令和4年6月
(令和5年3月改定)

静岡県静岡市

目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 2
3	計画期間	P 2
4	対象品目	P 3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	P 3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	P 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	P 5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み	P 6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P 7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	P 8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	P 10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 10

令和4年6月16日

令和5年3月3日改定

1 計画策定の意義

本市は、発生抑制（R e f u s e）、排出抑制（R e d u c e）・再利用（R e u s e）・再生利用（R e c y c l e）の4Rに取り組み『「もったいない」で目指す循環型のまちづくり』の実現を目指している。

その一環として市民生活に密着した「ごみ減量」を中心に市民・事業者・行政が協働してきた結果、廃棄物の総排出量の削減などの一定の成果を得てきた。

現在、最終処分場の残余容量がひっ迫する中、可燃性の家庭ごみに占める容器包装廃棄物をできるだけ減量するよう、小売店等の協力を得て、プラスチック製買物袋の削減に繋がるマイバックの普及啓発、ペットボトル等の店頭回収、過剰包装の削減等に努めている。

さらに市民へのごみ減量の啓発を進めるため、民間企業と協働した出前講座による啓発活動を行うとともに、常設の環境啓発施設である沼上資源循環学習プラザと西ヶ谷資源循環体験プラザを中心に環境学習活動を推進している。

このような活動を通じ、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する市民意識の高揚を図ることで、ごみ減量化につなげ、埋め立て処分量を極力減らし、最終処分場の延命化を図るための活動を行っているところである。

しかしながら、今なお、将来の最終処分場の確保が大きな課題となっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の減量化と資源リサイクルを進める目的から、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明確にし、これを公表するとともに関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

なお、本計画は3年ごとに5年を一期として策定するものとされており、令和5年4月を始期とする第10期（令和5年度～9年度）の計画を策定したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 国では、発生抑制（ごみを出さない）、再使用（不用となったものを再使用する）、再生利用（不用となったものを原材料として再利用する）の3Rをごみ処理（減量化や資源化など）事業における優先順位として推進している。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」の施行により、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進し、包括的な資源循環体制を強化することを推進している。

そのような中、本市では、発生抑制を「そもそもごみとなるものをもらわない・断る、作らない：発生抑制」と「ごみを出さない：排出抑制」とに明確に区別して、「発生抑制」がごみ処理事業の全ての段階において最優先される考え方であると位置付けて、4Rを推進する。また、4Rを一言で表す言葉「もったいない」をキーワードに掲げ、各種ごみ減量施策を展開し、効率的かつ環境への負荷を最少化することができる仕組みづくりを目指していく。

- ② 環境保全は、市民生活の基盤にかかわる極めて重要な課題であり、循環型社会形成の前提になることから、ごみの排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至る全ての段階において、環境への負荷をできる限り低減するとともに安全・安心なごみ処理事業の確立を目指す。

- ③ ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る全ての段階において、費用対効果などを考慮した効率的なごみ処理事業の確立を目指す。

- ④ 最終処分場における残余容量のひっ迫は、全国の自治体における廃棄物処理に関する最大の問題であり、本市においても例外ではないため、4Rに則したごみ処理事業と溶融スラグの利用を推進して、最終処分量の極少化に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に第11期分別収集計画として見直しを実施する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール及びペットボトルを対象とする。

また、プラスチック製容器包装の分別収集については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と併せて、本市の方針を検討中であるため、本計画では、考慮しないものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	47,849t	46,758t	45,575t	44,580t	43,665t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。実施にあたっては、市民・事業者・再生業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携のもとに進めていく。

① 環境教育、啓発活動の充実

沼上資源循環学習プラザにおいて、小学生等を対象とした「ごみ減量啓発講座」と清掃工場見学を併せた環境教育を実施する。このほか、静岡市環境大学を開校し、環境学習のリーダーを育成するとともに、修了生へ環境活動の場を提供する。

また、西ヶ谷資源循環体験プラザでは、工房でのリサイクル体験講座や余熱利用体験を通じて4Rへの理解を深めるとともに、静岡市環境大学修了生や市民団体へ環境活動の場も提供する。

さらに、市内の民間企業と協働し、小、中、高校生に向けた、プラスチック製品との上手な付き合い方を学ぶことができる市政出前講座を実施する。

その他、ごみ減量を推進するイベントの開催、広報紙「静岡気分」への掲載な

ど、あらゆる機会を利用し、ごみの発生量やごみ処理経費等の状況について情報提供し、4 R 推進を中心とした循環型社会の構築に向け、意識啓発を図っていく。

② 過剰包装の抑制及び買い物袋の持参の呼びかけ

レジ袋削減協定締結など流通業者や消費者との相互協力により包装の簡素化を推進するとともに、マイバッグ持参等の啓発、指導を行う。

また、市内の企業、店舗等に向けて、「プラスチックごみ削減協力店」の募集も行っている。これは、使い捨てプラスチック容器などのプラスチックごみの使用を積極的に削減していくことを目的とした制度であり、様々な場において、協力の要請を行っていく。

③ 再生品の積極的な利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の利用について、あらゆる機会を通じて進めていく。

④ 古紙等の集団資源回収活動に関する支援

古紙等の集団資源回収を実施している自治会・町内会等市民団体に奨励金を交付し、これら団体のリサイクル活動を支援する。今後は雑がみ回収の普及にさらに力を入れ、再生可能な紙類のリサイクルを徹底していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民・事業者との協力・連携、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
	葵区・駿河区	清水区
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	スチール缶 アルミ缶
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	ガラスびん	無色のガラスびん 茶色のガラスびん その他の色のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	745	t	728	t	709	t	694	t	679	t
主としてアルミ製の容器	488	t	477	t	465	t	455	t	446	t
無色のガラス製容器	(合計) 1,561 t		(合計) 1,526 t		(合計) 1,487 t		(合計) 1,455 t		(合計) 1,425 t	
	(引渡) 540 t	(独自) 1,021 t	(引渡) 528 t	(独自) 998 t	(引渡) 515 t	(独自) 972 t	(引渡) 503 t	(独自) 952 t	(引渡) 493 t	(独自) 932 t
茶色のガラス製容器	(合計) 790 t		(合計) 772 t		(合計) 752 t		(合計) 736 t		(合計) 721 t	
	(引渡) 790 t	(独自) 0 t	(引渡) 772 t	(独自) 0 t	(引渡) 752 t	(独自) 0 t	(引渡) 736 t	(独自) 0 t	(引渡) 721 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 675 t		(合計) 660 t		(合計) 643 t		(合計) 629 t		(合計) 616 t	
	(引渡) 675 t	(独自) 0 t	(引渡) 660 t	(独自) 0 t	(引渡) 643 t	(独自) 0 t	(引渡) 629 t	(独自) 0 t	(引渡) 616 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	25	t	24	t	23	t	23	t	22	t
主として段ボール製の容器	2,417	t	2,362	t	2,303	t	2,252	t	2,206	t
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 317 t		(合計) 310 t		(合計) 302 t		(合計) 295 t		(合計) 289 t	
	(引渡) 317 t	(独自) 0 t	(引渡) 310 t	(独自) 0 t	(引渡) 302 t	(独自) 0 t	(引渡) 295 t	(独自) 0 t	(引渡) 289 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

※独自処理をしている葵区、駿河区のびん類については、生きびんは65種類に分別した後、再生びんは4種類に色分けしてカレット化を行った後に売却処分している。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

一般廃棄物総排出量見込 (※1、※2)	×	一般廃棄物に占める 容器包装廃棄物比率 (※3)	=	容器包装廃棄物 (各品目) 排出量 見込
------------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------

※1

参考資料として令和5年3月改定「静岡市一般廃棄物処理基本計画（資料編）」におけるごみ総排出量の将来予測値を用いた。

※2

令和9年度の計画値について、値の算出根拠としている「静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月策定）」に記載がないため、暫定値として算出していた。

新たな「静岡市一般廃棄物処理基本計画」が令和5年3月に公表されたため、令和9年度の将来予測値及び各年度の推計値等を最新の値を用い修正することとする。

また、本計画では、プラスチック製容器包装の分別収集並びにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集については、方針を検討中のため考慮していない。

そのため、従来の処理方法を継続した場合の計画値として算出し、こちらも方針が決定次第、推計表等を修正することとする。

※3

原則として「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」に記載されている表2-3-1「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」より、本市の人口規模に類似しているG市を参考に、平成28～令和2年度の5年間平均値を算出し採用する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集体制は、次表に示すとおり、自治会・町内会及び市民団体等による集団回収や行政による集積所回収及びスーパーマーケットの店頭又は公共施設を利用した拠点回収を実施している。ペットボトルについては、さらなる分別排出を促進するため、今後の収集体制を検討していく。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		葵区・駿河区			清水区			清水区(蒲原地区)			清水区(由比地区)		
		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期回収	委託業者	スチール缶	委託業者による 定期回収	委託業者	スチール缶	委託業者による 定期回収	委託業者	スチール缶	委託業者による 定期回収	委託業者
	アルミ製容器				アルミ缶			アルミ缶					
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による 定期回収	委託業者	無色のガラスびん	委託業者による 定期回収	委託業者	生きびん 再生びん	委託業者による 定期回収	委託業者	生きびん 再生びん	委託業者による 定期回収	委託業者
	茶色のガラス製容器				茶色のガラスびん								
	その他の色のガラス製容器				その他のガラスびん								
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による 集団回収	民間業者	紙パック	住民団体による 集団回収	民間業者	紙パック	住民団体による 集団回収	民間業者	紙パック	住民団体による 集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による 集団回収	民間業者	段ボール	住民団体による 集団回収	民間業者	段ボール	住民団体による 集団回収	民間業者	段ボール	住民団体による 集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	スーパーマーケット 店頭や公共施設 による拠点回収	委託業者	ペットボトル	委託業者による 定期回収	委託業者	ペットボトル	委託業者による 定期回収	委託業者	ペットボトル	委託業者による 定期回収	委託業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール製容器、アルミ製容器及びガラス製容器（無色、茶色、その他）は、回収委託業者の施設で選別、圧縮、保管される。ペットボトルは、沼上資源循環センターで選別、圧縮し保管する。

また、飲料用紙製容器及び段ボールは、住民団体による集団回収により回収された後、古紙回収業者のリサイクルルートを利用する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効性のあるものとし、資源循環型社会の構築を目指すため、次の取組を進める。

- ① ごみ減量と資源化を円滑かつ効果的に進めるため、市民、学識経験者からなる清掃対策審議会において審議し、推進体制を整備する。
- ② 地域における分別収集等の指導・推進を図り、自主的な地域リサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員を配置する。
- ③ 市民のごみ減量意識とリサイクル意識の高揚、あるいは、再生品の利用促進を図るため、更なる意識啓発を進める。